

2022年2月14日

各 位

会 社 名	株式会社セルシード
代表者氏名	代表取締役社長 橋本 せつ子 (コード番号：7776)
問合せ先	取締役 最高財務責任者 小野寺 純
電話番号	03-6380-7490

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の定時株主総会において、定款一部の変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(1) 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の株主総会資料の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を新たに設けるものであります(変更案第12条第1項)。
- ②株主総会資料について 書面交付請求をした株主に交付する書面につき、その記載事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものであります(変更案第12条第2項)。
- ③現行会社法に基づく株主総会参考書類等のみなし提供に関する規定は不要となるため、これを削除するものであります(現行定款第12条)。
- ④上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月25日(金)

定款変更の効力発生日 2022年3月25日(金)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集) 第 11 条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 12 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 13 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集) 第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第 12 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 13 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p>(附則) 第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり)</p> <p><u>第 2 条 (電子提供措置等に関する経過措置)</u> <u>現行定款第 12 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 12 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u> <u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 12 条はなお効力を有する。</u> <u>③ 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上